

問 医療体制が脆弱な中山間地域の町村においては、新型コロナウイルス患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下するため、救急搬送体制の整備をはじめ、医療従事者の派遣等、国・県の連携による広域的な支援体制を強化すること。

(答)

- 1 新型コロナウイルス感染症患者への対応については、患者の負担に鑑みて、まずは都道府県で受け入れることができる医療提供体制の整備に努めていただくことが重要であり、国としても病床確保や医療従事者の確保の支援のほか、(昨今の大阪府など)各都道府県の医療提供体制が非常に厳しい状況にある場合には、広域的な医療従事者の派遣の調整等を行っている。
- 2 上記に加え、厚生労働省では、日本集中治療医学会に委託して、必要な場合には患者を広域搬送する「重症者治療搬送調整等支援事業」を実施しており、当該事業を活用して、集中治療の専門家の県外からの支援を受けることが可能である。
- 3 引き続き、医療関係者や都道府県ともよく連携しながら、国として、必要な対策を実施してまいりたい。

重症者治療搬送調整等支援事業

委託事業

令和2年度補正予算:1.3億円

1-2

事業の概要

- 新型コロナウイルス感染症患者への治療提供について、集中治療に習熟した専門家のネットワーク等により医療機関のサポートを行い、全国での医療提供体制を支えることを目的とする。
- 本事業では、主に以下を実施する。
 - ①集中治療専門医等による相談窓口等業務
診療にあたっている医師から、人工呼吸管理方法、ECMOの導入方法、ECMOの管理方法等について、電話等により相談があった場合に、必要な指導及び対応を行う。
 - ②ECMOの取扱いに精通した医師等の派遣調整業務
ECMOの導入や管理に要する技術的支援を行うECMOの取扱いに精通した医師等を、要請のあった医療機関に派遣する。

※なお、人工呼吸器やECMOを用いた治療が可能な医療従事者を養成するための研修については、別途「ECMOチーム等養成研修事業」(委託事業。令和2年度補正予算:3億円。)にて実施。
 - ③都道府県調整本部[※]等における搬送調整業務支援 ※県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門
ECMO導入済みの患者、又は搬送先でECMO導入の見込みがある重症患者等について、都道府県の求めに応じて、搬送調整業務等に係る支援等を行う。 等

事業実施者

令和2年度:日本集中治療医学会

実施状況 及び 今後の予定

- 令和2年度の実績は以下。49名のECMO専門家が24時間対応。
 - ①相談窓口業務: 電話相談:133件(令和2年5月～令和3年3月31日までの期間。)
 - ②派遣調整業務: 現地訪問・指導:44件
 - ③搬送調整業務支援: 搬送調整の依頼があった件数:151件。実際に搬送支援を行った件数:149件(※1)
(うちECMO導入済み患者の搬送:14件)
- 令和3年度についても、委託契約の手続き中。

※1 一部は、搬送時に同乗するECMO専門家を派遣して搬送を実施。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度における保険料の減免に対しては、引き続き十分な財政支援を講じること。

また、新型コロナウイルス感染者に対する医療費の保険者負担及び入院勧告期間経過後に引き続き入院の必要がある患者の医療費についても、財政支援を講じること。

(答)

【保険料の減免について】

- 1 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険料等について、保険者が減免を行った場合に、特例的に財政支援をすることとしています。
- 2 令和3年度の財政支援については、保険者が感染症の影響により前年(令和2年)よりも収入が減少した被保険者の保険料を減免した場合に、特例的に財政支援を行うこととし、
通常時は、国民健康保険了において減免額が保険料総額の3%以上である場合にのみ財政支援を行っているところ、特例として、3%未満の場合にも財政支援を行うこととしています。
- 3 具体的には、本年3月に発出した事務連絡において、減免額が市町村の保険料総額に占める割合に応じて、
- ・ 3%以上の場合は減免額の10分の8、
 - ・ 1.5%以上3%未満の場合は減免額の10分の4、
 - ・ 1.5%未満の場合は減免額の10分の2
- の三段階で財政支援を行う旨をお示していたところです。

- 4 今般、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況及び地方団体の要請等を踏まえて、財政支援の割合を2割ずつ上乘せし、それぞれ減免額の10分の10、10分の6、10分の4の三段階とする旨の事務連絡を本年6月に発出しました。

(参考) 令和3年度の財政支援の割合(下線部が今回の拡充部分)

○市町村国保

- (1) 保険料(税)減免総額(令和3年度分の保険料(税))が、市町村調整対象需要額の3%以上である場合
→ 保険料(税)減免総額の10分の8相当額 ⇒10分の10へ
- (2) 保険料(税)減免総額(同上)が、市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合
→ 保険料(税)減免総額の10分の4相当額 ⇒10分の6へ
- (3) 保険料(税)減免総額(同上)が、市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合
→ 保険料(税)減免総額の10分の2相当額 ⇒10分の4へ

○後期高齢者医療

- (1) 保険料減免総額(令和3年度分の保険料)が、構成市町村調整前調整対象需要額の1%以上である場合
→ 保険料減免総額の10分の8相当額 ⇒10分の10へ
- (2) 保険料が、構成市町村調整前調整対象需要額の0.5%以上1%未満である場合
→ 保険料減免総額の10分の4相当額 ⇒10分の6へ
- (3) 保険料が、構成市町村調整前調整対象需要額の0.5%未満である場合
→ 保険料減免総額の10分の2相当額 ⇒10分の4へ

○介護保険

- (1) 第一号保険料の減免総額(令和3年度分の保険料)が、賦課総額の3%以上である場合
→ 第一号保険料減免総額の10分の8相当額 ⇒10分の10へ
- (2) 第一号保険料の減免総額が、賦課総額の1.5%以上3%未満である場合
→ 第一号保険料減免総額の10分の4相当額 ⇒10分の6へ
- (3) 第一号保険料の減免総額が、賦課総額の1.5%未満である場合
→ 第一号保険料減免総額の10分の2相当額 ⇒10分の4へ

- 5 各保険者において、こうした仕組みを活用して適切に減免を行っていただきたいと考えています。

【入院の必要がある患者の医療について】

6 新型コロナウイルス感染症患者を含め、感染症法に基づく入院医療については、本人の疾病の治療を行う側面を有していること等から、感染症法第三十九条において、医療保険制度を優先的に適用するものとされております。

7 また、感染症法に基づく入院は、他者への感染を広げる可能性がある期間に治療に集中していただくことで、感染の拡大を防ぐことが可能となると考えており、退院基準を満たした場合は、医療費の支給対象とはなりません。

【保険料の減免について】

(保険局国民健康保険課・町田・03-3595-2565)

(保険局高齢者医療課・海老澤・03-3595-2090)

(老健局介護保険計画課・中村・03-3595-2890)

【入院の必要がある患者の医療について】

(厚生労働省健康局結核感染症課・七松・03-3595-3217)

7月7日(水) 宮崎県町村会からの要望書への回答(長峯誠議員)

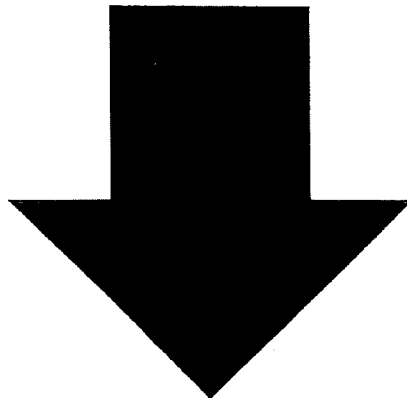
問1-4

変異ウイルスによる感染拡大を防ぐため、PCR検査や抗原検査等の検査体制を拡充するとともに、国の責任において、治療薬や国産ワクチンの早期開発に対する支援を強化すること。

(答)

[検査体制について]

- 感染拡大防止の観点から行う行政検査の需要に適切に対応するために全体の検査能力の底上げが重要であり、医療機関や民間検査機関も含めて検査機器の導入を支援するなど、検査体制の整備に取り組む地方自治体を支援しているところです。
- また、職場においては、体調が悪い場合には出勤せずに自宅療養する社内ルールを徹底するとともに、出勤後に体調不良を訴えた従業員に対しては、社内診療所等において医療従事者の管理下で抗原定性検査等を実施することも促し、陽性者発見時には幅広い接触者に対してPCR検査等を行政検査として実施することとしています。
- 加えて、高齢者等は重症化リスクが高く、集団生活をしている施設でクラスターが発生した場合の影響も大きいと考えられること等を踏まえ、地域の感染状況等に応じ、高齢者施設の従事者等への検査を定期的実施するよう都道府県等に要請するとともに、都道府県等と調整の上で高齢者施設等に対する抗原簡易キットの配布を進めることとしています。



[ワクチン・治療薬開発について]

- 新型コロナウイルスをはじめとした予期せぬ感染症に対するワクチン、治療薬について、国内で開発・生産ができる体制を確立しておくことは危機管理上も極めて重要であると考えています。

- このため、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発の支援として、
 - ・ 研究開発や生産体制の整備への補助に加え、
 - ・ 国産ワクチン開発企業について発症予防効果を評価する試験の実施費用の補助を行うなど、様々な支援を実施してきています。

- また、新型コロナウイルス感染症の治療薬の研究開発については、政府としても一日も早く国民の皆様の不安を解消できるよう、AMED（日本医療研究開発機構）の事業を通じた支援など、様々な取組みを進めています。

- 加えて、有力な治療薬の我が国での実用化を重点的に支援するため、治験参加医療機関の治験業務や製造販売業者の薬事承認までの業務に係る費用を補助する事業として 70 億円を令和 2 年度第 3 次補正予算で措置しています。

- こういった取組みを通じて、引き続き、有効性・安全性が確認されたワクチン、治療薬をできるだけ早期に実用化し、国民に供給されることを目指してまいります。

（厚生労働省健康局結核感染症課・七松・03-3595-3217）

（厚生労働省新型コロナ対策本部検査班・益田・03-3595-3276）

（厚生労働省健康局健康課予防接種室・杉野・03-3595-3287）